

柴田町若年がん患者在宅療養費助成のご案内

柴田町では、若年がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスに係る費用の一部を助成します。

① 助成対象者

次の要件をすべて満たす方

- 柴田町に住所を有する40歳未満の方
- がん患者の方で、医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方
- 助成を受けようとする費用について、他の制度において同等の助成または給付を受けていない方

② 助成対象サービス (介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業者のサービスが対象です)

サービス種類	サービス内容
(1)訪問介護	身体介護(食事、入浴などの生活動作の介助) 生活援助(調理、洗濯などの家事の介助)
(2)訪問入浴介護	浴槽を設置した車での訪問や看護職員等による入浴の介助 等
(3)福祉用具貸与	車いす、車いす附属品、特殊寝台、特殊寝台附属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、手すり、スロープ、歩行器 等
(4)福祉用具購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具 等
(5)居宅介護支援	サービスの利用に関する相談や事業所との調整 サービス計画の作成

③ 助成額

サービス内容	利用上限額(基準額)	助成上限額
(1)訪問介護 (2)訪問入浴介護 (3)福祉用具貸与 (4)福祉用具購入	70,000円/月	利用額の9割
(5)居宅介護支援	12,000円/月	12,000円/月

※利用上限額を超えた額は、全額自己負担となります。

※生活保護を受給されている方は、利用上限額の範囲で全額助成します。

お問い合わせ
申請先

担当課：健康推進課 0224-55-2160
〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45
Email:health@town.shibata.miyagi.jp

裏面に申請の流れを記載しています

申請・利用の流れ

交付申請

次の書類を健康推進課へ提出してください。(郵送可)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②医師の意見書(様式第2号)

決定通知

町が申請内容を審査し、適当と認めた場合には、交付決定通知書を郵送します。

サービス 利用

希望する介護サービス事業所等と、申請者ご自身で契約を結び、サービスを利用します。
※費用は一旦全額自己負担となります。

サービス 利用報告

次の書類を健康推進課に提出してください。(郵送可)

- ①実施報告書(様式第7号) ※複数月まとめて申請可能
- ②領収書・明細書の写し

※請求期限は、翌年度の4月20日まで

交付額 確定

町が実施報告書を確認し、適当と認めた場合には、交付額確定通知書を郵送します。

請求・振込

請求書(様式第9号)を町へ提出(郵送可)後、内容を確認の上、助成金を振り込みます。

※各種様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、健康推進課窓口でも配布しています。